

むかわ町過疎地域持続的発展市町村計画(素案)の概要

計画の策定趣旨、位置づけ

過疎地域対策については、昭和45年(1970年)に過疎地域対策緊急措置法が10年間の時限立法として制定されて以来、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)に至るまで、これまで約50年にわたり特別措置が講じられてきました。

しかし、過疎地域においては、人口減少に歯止めがかからず、依然として厳しい状況にあることから、過疎地域の持続的発展という新たな理念のもと、令和3年(2021年)4月、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)が施行されました。

本町においては、同法第2条に基づき、町内全域が過疎地域として引き続き指定されており、同法第8条及び北海道過疎地域持続的発展方針に基づき、地域の持続的発展の基本的方針に関する事項や目標、実施すべき施策などについて、「むかわ町過疎地域持続的発展市町村計画」として定めるものです。

むかわ町過疎地域持続的発展市町村計画の構成

- 1 基本的な事項 ※下線は新法で追加された事項
- 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材確保・育成
- 3 産業の振興
- 4 地域における情報化
- 5 交通施設の整備、交通手段の確保
- 6 生活環境の整備
- 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
- 8 医療の確保
- 9 教育の振興
- 10 集落の整備
- 11 地域文化の振興等
- 12 再生可能エネルギーの利用の促進
- 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

計画期間

- 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

旧過疎計画からの主な更新点

- 記載内容の一新(第2次むかわ町まちづくり計画等との整合)
- 地域の持続的発展のための基本目標を新設(人口・転出入増減数)
- 移住・定住や人材育成、地域における情報化、子育て環境、再生可能エネルギー等の項目が追加(北海道過疎地域持続的発展方針に基づく)

◇ 北海道における過疎地域の分布状況

過疎地域市町村 148団体
(20市、115町、13村)
《全道の約82.7%》

- ※ 経過措置が適用される市町村等 3団体、1区域

【計画策定のポイント】

★財政措置など

本計画に基づき実施される取組等に対する必要な経費については、「過疎対策事業債」を財源とすることができます。同事業債は、元利償還金の7割が後年度に交付税措置される、過疎地域の持続的発展につながります。

北海道過疎地域持続的発展方針

【性格】

- ・過疎地域持続的発展対策の大綱
- ・過疎地域持続的発展市町村計画及び過疎地域持続的発展都道府県計画策定の指針

【策定根拠】

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第7条

指針

北海道過疎地域持続的発展都道府県計画

【性格】

都道府県が過疎地域市町村に協力して講じようとする措置の計画

【策定根拠】

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第9条
※過疎地域自立促進方針に基づき策定

協力

むかわ町過疎地域持続的発展市町村計画

【性格】

- ・過疎地域市町村が当該市町村の総合的、計画的な持続的発展を図るための方針、対策等の計画
- ・過疎法に基づく財政上の特別措置及びその他の特別措置の活用前提となるもの

【策定根拠】

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条
※過疎地域持続的発展方針に基づき、市町村議会の議決を経て策定

上位計画
整合性

第2次
むかわ町
まちづくり計画

関連計画
整合性

むかわ町
公共施設等
総合管理計画